

剥離標準仕様

2020年12月

取扱い作業前に必ずお読みください。

本品は強アルカリ性 (pH14) であり、使用方法を誤ると失明や薬傷の危険性があります。

また近年、剥離剤に含まれる化学物質の吸入による中毒事案が発生しております。

安全にご使用頂くために、取扱い作業前には以下の注意事項を徹底してください。

※剥離作業の掲示をし、作業員以外は立ち入らせないこと。

※作業員には送気マスク (防爆構造) や防毒マスク (有機ガス用) を使用させること。

※作業員には保護眼鏡、保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。

※必要に応じ排気装置を設けること。

※運搬又は貯蔵するときは、堅固な容器に入れる又は確実に包装した上で、見やすい箇所に取扱い上の注意事項を表示すること。

※作業開始前に作業員に対し、剥離剤の有害性、作業を行うに当たっての注意事項を周知すること。

1. 周辺養生

剥離対象以外の箇所や剥離作業周辺で本剤が飛散する可能性があるところは、ポリエチレン製もしくはポリプロピレン製養生シートまたは養生テープ等で養生して接触しないようにしてください。

施工箇所以外の場所に誤って剥離剤が付着した場合は、その都度速やかに水洗い、または付属のクエン酸などで中和してください。(植栽などに付着すると枯れることがあります。)

2. 剥離剤「剥離」の準備

使用前に容器をよく振ってください。

取り出し容器に必要量のみ小分けしてください。

取り出し容器は、ポリエチレン製もしくはポリプロピレン製の容器をご使用ください。

3. 試験施工

予め小面積で試験施工を実施し、剥離状況 (塗布量・塗布回数・塗布後の放置時間など) を確認してください。

下地調整・剥離剤塗布			
塗装面の状態	①下地処理	②剥離剤の塗布	
浸透型塗装面	施工面を水で湿らせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロン製刷毛やローラー等を用いて標準塗布量を塗布する。 ※エアレス、スプレーでの塗布はしないでください。 	
造膜型塗料塗装面	剥がれやすくする為、サンドペーパー (#60～#120) で目荒らしを実施する。		
③塗布後の放置		④剥離の確認	
<ul style="list-style-type: none"> ・剥離剤が十分に浸透し、塗膜の軟化または溶解するまで放置する。木材に対して剥離剤が乾燥または吸い込みがある場合などは再度塗布してください。 ※気温と木材の劣化状況により放置時間が異なります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ウエス等で拭き取るか、ヘラ等を使って塗膜の剥離状態 (軟化または溶解) を確認する。 ※剥離状態が不十分な場合は、剥離剤を再度塗布してください。 	
剥離・ケレン			
⑤塗膜の剥離		⑥洗浄処理	
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘラやブラシ等で塗膜を剥離する。 ※除去後の剥離塗膜及び剥離剤は、可能な限り回収してください。 		<ul style="list-style-type: none"> ・水道水をかけながら木目に沿ってナイロン製ブラシで擦り洗う。 ※剥離対象面の凹部に残存した塗膜と剥離剤を除去してください。 	
⑦中和剤塗布		⑧すすぎ洗い	標準使用量
<ul style="list-style-type: none"> ・剥離対象面が濡れている状態で中和剤 (クエン酸水溶液) を塗布する。塗布後、30分程度 (中和反応に要する時間) 放置する。 ※中和剤を塗布することで剥離剤による変色が目立たなくなります。 ※中和剤はクエン酸5%水溶液を使用。 ※乾燥した面に塗布すると色ムラが生じることがあります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・木肌が荒れないよう注意して高圧水で洗い流す。 ・高圧水が使用できない場合は、水をかけながら木目に沿ってナイロン製ブラシで擦り洗う。 	0.15～0.30kg/m ² (3～6m ² /kg) (1回塗り)

クエン酸5%水溶液 (中和剤) の作り方

・クエン酸5%水溶液：クエン酸0.1kgに対して水2Lを混ぜる。

・同梱包の中和剤はクエン酸0.1kg (サンプル) です。必要であれば、薬局やネットなどで購入してください。

※クエン酸5%水溶液のpH2 (強酸) です。取扱い時には保護具等を着用してください。

残った剥離剤を廃棄する場合

- ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。
 - ・剥離剤：クエン酸5%水溶液＝1：1の割合で混ぜ合わせるにより、弱アルカリ性（pH12前後）となります。
- ※中性にする場合は、剥離剤：クエン酸5%水溶液＝1：2.5の割合で混ぜ合わせるにより、中性に近く（pH6前後）になります。

作業上の注意

- 1) 製品缶およびカタログ、SDS、ホームページに記載の注意事項などをよくお読みください。
- 2) 口や目に入った時や皮膚に付着した時は速やかに十分な水洗いをし、医師の診断を受けてください。
- 3) 屋内外問わず換気、風通しが不十分となる場合は、必ず換気装置をご使用ください。
また、床面にこぼすと滑りやすくなりますのでご注意ください。
- 4) 使用の都度、容器のキャップを締めてください。容器のキャップを開けたままの状態では保管しないでください。
- 5) 開封後は6ヶ月以内に使い切ってください。
- 6) 建築用木製二次製品（合板・集材材など）には使用しないでください。※接着部が弱くなることがあります。
- 7) 本剤（中和剤共）が樹脂製品（塗装面）、アルミサッシ、ガルバリウム鋼板、大理石などに付着すると溶解や変色する恐れがあるので、必ず養生してください。
- 8) 剥離剤を長時間付着させた状態にすると、木肌が荒れるおそれがあるのでご注意ください。
- 9) 木材表面に凹凸が有る場合は、特に念入りに水洗いを行ってください。
- 10) 木地の劣化具合や樹種によって、木地表面が毛羽立つことがあるので、その場合はオービタルサンダーやサンドペーパーなどで木地調整を行ってください。
- 11) 本剤はアルカリ性であり、木材によって変色することがありますが、中和剤（クエン酸）を塗布することによって変色の軽減が可能です。また再塗装の際、塗料の性能を損なわない作用もあります。
- 12) 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避けてください。
- 13) 本製品を含む廃棄物は、「廃棄物の処理及び製造に関する法律」で特別産業廃棄物（廃アルカリ）に規定されているため、法令に従って適正に処理してください。
- 14) 廃液は特別産業廃棄物に該当するため、特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
- 15) 原液を廃棄する場合は特別管理産業廃棄物（廃アルカリ）に該当する。
- 16) 水と混合した廃液のpHが12.5未満の場合は産業廃棄物に該当します。
- 17) 特別産業廃棄物（廃アルカリ）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物業者と委託契約をして処理してください。
- 18) 子供の手の届かない冷暗所に密栓して保管してください。保管温度5度～40度（目安）
- 19) 容器から出して小分けして使用した剥離剤は、元の容器に戻さないでください。
- 20) 取扱い後は手洗いを十分に行ってください。
- 21) 用途以外には使用しないでください。

製造販売：

大阪ガスケミカル株式会社

〒550-0023 大阪市西区千代崎三丁目南2番37号 ドームシティガスビル
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町二丁目6番1号 日本橋本町プラザビル4階

☎ **0120-124-123**

平日9:00～17:30(土日祝日・その他当社休業日を除く)

FAX

06-4393-0054

ホームページ

<http://www.xyladecor.jp/>

<http://www.shiroari-kujyo.jp/>